□住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所

重　要　事　項　説　明　書

〔令和　　年　　月　　日 現在〕

居宅介護員（ホームヘルパー）が契約者の居宅において、身体の介護や日常生活上の援助等のサービスを行います。

この説明書でご確認いただき、安心してご利用くださいますようお願いいたします。

１．事業者

名　称	社会福祉法人　住田町社会福祉協議会
代表者	会長　　菅　野　　孝　男
所在地	岩手県気仙郡住田町世田米字川向９６－５
電話番号	０１９２－４６－２３００
FAX番号	０１９２－４６－２３２１
法人設立年月日	昭和５２年８月２４日

２．事業所

（1）概　要

名　称	住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所
事業所番号	第０３０００１００１０１１６８号
指定年月日	平成１８年１０月１日
所在地	岩手県気仙郡住田町世田米字川向９６－５
管理者	菊池　徳子

電話番号	０１９２－４７－３３５７
FAX番号	０１９２－４７－３３５７
サービスを提供する対象地域	住田町内

（２）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前8時30分～午後17時30分
サービス提供時間	24時間

（３）事業所の職員体制

事業所の職員は、次のように配置しています。

職　名	業務内容	人員
管理者	職員及び業務管理、請求事務　等	1名
サービス提供責任者	居宅計画の作成、調整　等	3名以上
居宅介護員	居宅介護サービスの提供	10名以上

※　職員の配置については、指定基準を遵守しています。

３．提供するサービス内容

（１）

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅介護計画の作成	相談支援事業所が作成したケアプランに基づき、契約者の

		状態を把握しながら、居宅介護計画を作成します。
身体介護	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換　等
	食事介助	食事の介助、水分補給　等
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪　等
	着衣交換、介助	着替えのお手伝い　等
	体位交換	床ずれ予防のための体位交換　等
	移乗介助	車いすなどへの移乗の介助　等
	離床・就寝介助	ベッドからの起きあがりの介助、寝具交換　等
	服薬介助	薬の確認、服薬のお手伝い　等
	自立生活支援のための見守り的援助	日常生活の自立への声掛けと見守り、意欲関心の引き出し、共に行う家事・調理　等
	その他、必要なサービスの提供	
生活援助	調　理	食事の用意、配膳、下膳　等
	洗　濯	衣類等の洗濯、収納　等
	掃　除	居室の掃除や整理整頓　等
	買い物	日常生活に必要な物品の買い物　等
	その他、必要なサービスの提供	

①サービスの準備や健康チェック・相談援助・情報収集・サービス提供後の記録等も、サービスの内容に含まれます。

②直接本人の援助に該当しないサービス及び日常生活の援助に該当しないサービスは、提供することができません。

③重度訪問介護（全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）身体介護　家事援助　見守りを行います。

④行動援護（知的障害者又は精神障害により、行動上著しい困難を有する知的障害者・障害児・精神障害者であって、常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。）行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤移動（外出）支援・・・ガイドヘルパーサービス（通院や外出介助を行います。）（重度の視覚障害がある方、全身性障害がある方及び知的障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。）官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出援助を行います。

＊　１日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出介助はしません。

⑥原則、キャンセル料は頂きませんが、中止の場合は早めに連絡を頂きます。

（２）居宅介護員の禁止事項

居宅介護員はサービスの提供に当たって、次の事項は行いません。

・前項②のサービス

・医療行為または医療補助行為

・契約者若しくは家族の金銭、預貯金通帳、書類等の引出や預かり

・契約者若しくは家族からの金銭、物品、飲食の受け取り

・活動車での契約者の送迎

・契約者もしくは家族に対して行う業務外の営業的活動　等

（３）サービス利用料金

①居宅介護・重度訪問介護

サービス内容		利用料金	加算
身体介護	３０分未満	２，４５０円	特別地域加算として利用料金に１５％が加算されます。
家事援助	３０分以上１時間未満	１，９７０円	
通院介助（身体伴う）	３０分移乗１時間未満	４，０２０円	
同行援護（身体否）	３０分以上１時間未満	１，９７０円	

＊６：００～８：００及び１８：００～２２：００のサービスは２５％増し

＊２２：００～６：００のサービス提供については５０％増し

②月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限が設定され、

ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯（注１）	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割１６万円未満）注２	９、３００円
一般２	上記以外	３７、２００円

（注１）３人世帯で障害者基礎年金１級受給の場合、収入が概ね３００万円以下の世帯が対象となります。

（注２）収入が概ね６００万円以下の世帯が対象となります。

４．守秘義務と個人情報の保護

事業者及び事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の終了後、または従事者退職後も同様です。

２　事業所は、契約者または家族からあらかじめ同意を得た上で、サービス担当者会議等において、契約者または当該家族の個人情報を用いる場合があります。

５．事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

６．衛生管理等

（１）居宅介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）居宅介護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

７．サービス内容に関する苦情

（１）当事業所における苦情やご相談は、次の窓口で受け付けます。

住田町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス 居宅介護事業所 電話　４６－２３００	◎苦情解決責任者　事業所管理者 ◎苦情受付担当者　サービス提供責任者
	◎苦情解決責任者　事務局長

住田町社会福祉協議会 電話　４６－２３００	◎苦情受付担当者　　事務局長 ◎苦情解決第三者委員 住田町民生・児童委員協議会〈副会長２名〉

８．第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

実施の有無	あ　り　・　（な　し）

（２）当事業所以外にも、下記の窓口で苦情やご相談の受付をしています。

住田町役場 保健　福祉課　介護　保険 担当係	所在地　気仙郡住田町世田米字川向88 電　　話　0192－46－3862 受付時間　８：30～１７：１５（月曜日～金曜日）
国民健康保険団体連合会	所在地　盛岡市大沢川原３－７－３０ 電　　話　０１９－６０４－６７００ 受付時間　８：００～１７：００（月曜日～金曜日）
岩手県社会福祉協議会	所在地　盛岡市三本柳８－１－３ 電　　話　０１９－６３７－８８７１ 受付時間　８：００～１７：００（月曜日～金曜日）

居宅介護サービス等の提供開始に当たり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業所　　所在地 岩手県気仙郡住田町世田米字川向９６－５

名　称 住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所

説明者　　□事業所管理者

□サービス提供責任者　　氏　名　　印

私は、契約書及び重要事項説明書により、事業所から居宅介護サービス等についての説明を受け、サービス提供を受けることに同意します。

世田米

契約者　　住　所　岩手県気仙郡住田町　下有住　字

上有住

氏　名　　印

家族又は　　住　所

代理人

氏　名　　印

（契約者との続柄又は関係　　）